

# 神吉屋台青年会 屋台巡行遵守事項

令和3年10月

- ①巡行当日（2日間）は自宅にて各自検温を実施し、37.5℃以上の場合は、参加を自粛する。
- ②集合箇所（神吉公会堂）においても、参加者全員に検温を実施し、37.5℃以上の者は、参加を自粛する。
- ③集合時は参加者全員に対して、消毒用エタノールで手指の消毒を行う。
- ④巡行前には、参加者全員に対して、遵守事項を周知徹底させる。
- ⑤原則、巡行中の飲酒は禁止とし、お茶等による必要最小限の水分補給は可とする。
- ⑥巡行中はもちろんの事、集合時・途中休憩時においてもマスク着用を厳守とする。
- ⑦マスク非着用、及び遵守事項を守れない者については、参加を認めない。
- ⑧巡行中は、出来れば2m(最低1m)以上のソーシャルディスタンスを確保する。
- ⑨巡行中は、必要以外に自分の持ち場を変えない。
- ⑩巡行中については、他参加者の体に触れる事の無いよう留意する。
- ⑪くしゃみ、咳が出る場合は、肘の内側で口元を覆い、飛沫が飛散しないようにする。
- ⑫休憩中の会話時も、極力対面を避け、必要な距離を保つ事を心掛ける。
- ⑬2日目の出発前には、消毒用エタノールをペーパータオルに含ませ、屋台各部分・バイ等の人が触れる部分について入念に消毒作業を行う。
- ⑭上記、コロナウイルス感染対策実施について、状況写真の撮影を行う。
- ⑮巡行参加者については、上記主旨を理解し、コロナウイルス感染症が収束していない状況を踏まえ、蔓延防止対策として、節度ある行動をとる。
- ⑯本屋台巡行については、コロナウイルスワクチンを2回接種者のみの参加が望ましい。（練子・棒端に限る）